

税金の特例措置のお知らせ

東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けた方は、特例により税務署・県・町で手続きを行うことで所得税、地方税の軽減免除を受けることができます。また、確定申告などの手続きを行うことで、税金が還付となる場合があります。詳しくは、郡山税務署、県中地方振興局県税部または町税務課までお問い合わせください。

町税に関する減免措置

地震などの災害により家屋・土地、償却資産および家財に著しい被害を受け一定の条件に該当する場合、申請することで町税や保険料の減免対象となります。

なお、大震災により滅失または損壊した軽自動車に対する軽自動車税は、非課税となります。

▼対象となる割合

▼町県民税
住宅の損害額が当該住宅の10分の2以上の場合

▼固定資産税
家屋などの価格が10分の2以上の価値を減らした場合

▼国民健康保険税
住宅の損害額が当該住宅価格の10分の2以上の場合

▼後期高齢者医療保険料および介護保険料
住宅家財などの損害額が当該財産の価格の10分の3以上の場合

個人町県民税の軽減措置

住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、申告することで雑損控除の適用を受けることができ、個人町県民税を軽減することができます。

▼内容

計算や取扱い方法などは所得税の場合と同じになります。確定申告で雑損控除の適用を受けた方は、手続きが不要です。

固定資産税の軽減措置

滅失・損壊した住宅の敷地についても、引き続き住宅用として固定資産税の軽減措置を受けることができます。

また、滅失・損壊した家屋の買い換えなどをした場合も申告することで、軽減を受けることができます。

軽自動車税の非課税措置

滅失・損壊した自動車・軽自動車に代わる軽自動車を取得した場合、申請することで、平成25年度までの軽自動車税が非課税となります。(申請が必要です。)

平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に自動車を買換える場合に、平成25年度までの軽自動車税が非課税となります。

申請・申告の手続き

申請・申告の手続き方法については、税務課課税グループまでお問い合わせください。

▼ 国税・県税に係る特例制度

税制上の措置とその概要	摘 要
【国税】申告・納付期限などの延長 平成23年3月11日以降に到来するすべての国税の申告・納付などの期限が延長されています。(特別な手続きは必要ありません。)	振替納税の延期および確定申告の受付延長を行っています。
【国税】所得税の軽減または免除 確定申告による雑損控除または、災害減免法による税金の軽減、免除のどちらか有利な方法で所得税の軽減・免除が受けられます。(平成22年分または平成23年分のいずれかの年分を選択してこの制度を受けられます。また、すでに申告を済ませられた方も更正の請求ができます。) なお、雑損控除の金額が大きくて、その年の所得金額から控除しきれないときは、翌年以降5年間に繰り越して各年の所得金額から控除することができます。(ただし、雑損控除の対象となる資産は生活に通常必要な資産に限られます。)	① 雑損控除は、所得の10%を超える損失額、または5万円を超える災害関連支出のいずれが多い金額が所得から控除されます。(保険金などで補填される金額は除かれます。) ② 災害減免法による適用は住宅や家財の損害額がその価格の1/2以上で所得が1千万円以下の場合が対象となります。
【国税】住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の特例 住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅に居住できなくなった場合でも、控除期間は引き続き適用を受けることができます。	控除対象期間の残りの期間について、引き続き税額控除が受けられます。
【国税】徴収猶予 財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、申請をすることによって納税の猶予を受けることができます。	納期限から1年以内の延長が受けられます。(納期限が延長されている場合は、延長後の納期限から1年以内)
【国税】被災自動車に係る自動車重量税の特例還付および免税 震災により被害を受けて廃車となった被災自動車の重量税について、運輸支局または軽自動車検査協会に永久抹消登録を行ったうえで、その窓口申請することにより還付を受けることができます。 また、被災自動車を買換えた場合には、自動車重量税の免税を受けることができます。	① 還付を受けられる金額は、車検の残存期間を月割りで計算した金額です。 ② H23.3.11からH26.4.30までの間に自動車を買換える場合に、最初に受ける自動車検査証の交付などに係る自動車重量税が免除されます。
【県税】申告・納付などの期限延長 平成23年3月11日以降に到来するすべての県税の申告・納付などの納期限が延長されます。(特別な手続きは必要ありません。)	自動車税、不動産取得税などの納付期限の延長を行っています。これに伴い、平成22年度に交付された継続検査用の自動車税の納税証明書の有効期限は平成23年10月30日まで自動延長されています。
【県税】自動車取得税などの非課税措置 滅失・損壊した自動車に代わる自動車を取得した場合、自動車所得税および平成25年度までの自動車税が非課税となります。(申請が必要です。)	H23.3.11からH26.3.31までの間に自動車を買換える場合に自動車取得税および平成25年度までの自動車税が非課税となります。
【県税】不動産取得税の軽減措置 滅失・損壊した家屋やその敷地に代わる家屋・土地を取得した場合、不動産取得税の軽減措置を受けることができます。(申請が必要です。)	代替家屋、土地の取得が平成33年3月31日までに行われたときにこの特例が受けられます。